

よくあるご質問

【Q1】 貿易関係証明申請者登録は、商工会議所の会員のみ可能ですか？

→仙台商工会議所の会員・非会員問わず登録することができます。ただし、手数料が異なり、会員は1,100円(税込)、非会員は3,300円(税込)いただいております。

【Q2】 当社は名取市にあるのですが、仙台で発給できますか？

→原則、貿易関係証明は最寄りの商工会議所／商工会で登録・発給していただいております。ただし、最寄りの商工会議所／商工会が発給業務をしていないなど合理的な理由がある場合に限り、仙台で登録・発給することが可能です。その際は企業登録時に「地区外登録の理由書」をご提出ください。

【Q3】 仙台商工会議所の会員です。申請者登録をせずにすぐに発給できますか？

→会員・非会員を問わず、貿易関係証明申請に際し、申請者登録は必要です。

【Q4】 申請者登録をすればすぐに証明書を発給できますか？

→新規登録の場合、登録手続きに5営業日～10営業日程度のお時間をいただいております。また、書類に不備・不足があった場合、受理できません。トラブル防止のため、急ぎの案件には対応出来かねますので申請者登録の際は可能な限り余裕をもってご登録ください。

【Q5】 申請者登録の際に登録する署名者（サイナー）は、1社あたり何人でも可能ですか？

→可能です。貴社所属の方を、複数名ご登録することをお勧めします。

【Q6-1】 署名者（サイナー）として登録しておりませんが、登録した署名者（サイナー）が不在なので代わりに署名したいのですが。

→登録していない署名者（サイナー）は署名することができません。署名は必ず登録した本人のサインをお願いします。または、「貿易関係証明申請者の署名変更届」にて追加登録をしたうえでサインをしてください。

【Q6-2】 登録した署名者（サイナー）が不在です。代筆は可能ですか？

→代筆はできません。必ず登録した本人が署名をしてください。

【Q7】 原産地証明書の専用用紙は、全国どこも同じですか？ 以前東京で発給をしていた際用の紙が余っているのですが。

→基本的に同一のものですが、証明書には各地発給事務所の名前が記載しております。新たに仙台商工会議所でお買い求めください。原産地証明書用紙は100枚綴り1,100円(税込)で販売しております。

【Q8】 法人でも個人事業主でもない一般個人(副業、主婦、退職者、学生等)ですが、先方から原産地証明書を発給してくれと言われました。登録をすれば発給できますか？

→基本的に一般の方は商工業者ではないため、貿易関係証明の登録対象外となります。先方からの依頼があったとしても、発給することはできません。

【Q9】 原産地証明書に「宮城県産」「石巻産」などを記載したいのですが。

→原産地証明書は「日本産」であることを証明するものであり、産地を証明するものではありません。例外を除き、原則産地を記載することはできません。食品輸出に係る産地証明書を希望の際は、農林水産省地方農政局のホームページをご確認ください。
(https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/file/syoumeisyo_all.html)

【Q10】 先方から原産地証明書の記載方法を指定されたうえで作成したため、修正は不可能なのですが。

→証明書の記載事項については、全国統一でルールを設けられております。証明書に記載ができない事項もございますので、可能な限り商工会議所の指示に従ってください。

よくあるご質問

【Q11】 原産地証明書入力フォーム（Word）の使い方がわかりません。

→別紙にて入力マニュアルをご用意しておりますのでそちらをご確認ください。

【Q12】 原産地証明書は、輸出後でも発給可能ですか。

→原産地証明書は基本、船積み前の申請が原則ですが、出港日から6か月以内の申請であれば通常通りの申請を認めております。しかし、1年を超える場合は発給することができません。

【Q13】 署名者（サイナー）の追加は可能ですか？

→貿易関係証明申請者登録の有効期間内（2年間）であれば、いつでも可能です。
希望の場合は、お問い合わせください。

【Q14】 決済は現金のみですか？

→非特定原産地証明書の場合、決済は現金のみとなっております。（2023年12月現在）

【Q15】 遠方なのですが、郵送での発給はしておりますか？

→輸送中の紛失や破損などのトラブル防止のため、郵送での発給は受け付けておりません。
ご来所のうえ、発給手続きをお願いいたします。

【Q16】 事業所が遠方なので、代わりの者が発給に伺いたいのですが。

→その場合、代行する事業所についても「代行業者」としての登録が必要になります。
その際は輸出する事業所が「申請者」として登録している必要がございます。
代行業者の登録に関しては別途お問い合わせください。

【Q17】 他の商工会議所ではオンラインでも対応できると聞いたのですが。

→大変申し訳ございませんが、非特定原産地証明書については各会議所によって発給体制が異なります。仙台商工会議所では2023年12月時点では未対応のため、ご了承ください。

【Q18】 海外渡航ビザの取得にあたり、推薦状が必要と言われたのですが、発行できますか？

→仙台商工会議所で対応が可能です（サイン証明としての発行）。
貿易関係証明に関する企業登録がされていない場合は、「新規登録」扱いになりますので登録から進めてください。なお、トラブル防止のため急ぎの案件には対応しておりませんのでご了承ください。

【問い合わせ】

仙台商工会議所 地域づくり推進グループ

TEL：022-265-8184 FAX：022-217-1551 Mail：chiiki-all@sendaicci.or.jp